

令和6年第12回大山町教育委員会

招集年月日 令和6年11月28日（木） 午前9時30分

招 集 場 所 名和公民館 第1会議室

出 席 委 員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		兎山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（公の施設の指定管理者の指定について（大山町社会体育施設等））

日程第 4 議案第 2 号 令和6年度教育施設等工事計画の策定について

日程第 5 議案第 3 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和6年度大山町一般会計補正予算（第7号） 教育委員会所管の予算）

日程第 6 報告第 1 号 教育長の臨時代理による事務の承認について
（区域外就学について）

3. その他

4. 次回の開催日程 令和6年12月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
10 月 30 日	水	六長合同会議
31 日	木	大山保育所・大山小秋見つけ
11 月 1 日	金	大山中学校文化祭(～2日)
2 日	土	名和中学校・中山中学校文化祭、門脇家住宅一般公開
3 日	日	むきばんだ弥生の森講座、テメキュラ訪問団激励会
5 日	火	大山保育所古道ウォーク
6 日	水	中山小学校計画訪問
7 日	木	全国CS研究大会(金沢市)(～8日)
10 日	日	町駅伝開会式挨拶
11 日	月	中山中学校計画訪問
12 日	火	名和小学校計画訪問
14 日	木	中山小学校学校運営協議会
15 日	金	西伯郡中学校総合文化祭(さなめホール)
16 日	土	大山を歩く会
17 日	日	町立図書館30周年記念事業兼生涯学習大会
18 日	月	教育行政連絡協議会(三朝町)、青少年育成研修
20 日	水	大山西小学校計画訪問
21 日	木	大山保育所佐摩山登山
22 日	金	片木アルミニウム製作所大山工場 剣道大会寄付金・記念品贈呈
25 日	月	名和中学校計画訪問、西部地区市町村教育長連絡協議会
26 日	火	大山小学校計画訪問、西部就学支援委員会
27 日	水	六長合同会議、犯罪被害者支援ネットワーク会議
28 日	木	定例教育委員会、大山西小学校運営協議会

今 後 の 予 定

11 月 29 日	金	市町村教育委員会研究協議会(福岡市)(～30日)
12 月 1 日	日	職員採用試験
2 日	月	テメキュラ30周年訪問(～9日)
10 日	火	大山町議会12月定例会本会議開会(報告、提案理由説明)
11 日	水	大山町議会本会議(議案の質疑)
19 日	木	議会一般質問(～20日)

議案第 1 号

議会の議決を経るべき事件の議案について
(公の施設の指定管理者の指定について (大山町社会体育施設等))

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 施設の名称 大山町社会体育施設等
2 指定管理者

施 設 明 細	指定管理者	指定期間
大山町中山農業者トレーニングセンター	株式会社チュウブ	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
大山町中山多目的運動広場		
大山町中山運動広場		
大山町中山野球場		
大山町名和農業者トレーニングセンター		
大山町名和総合運動公園 (野球場)		
大山町名和総合運動公園 (陸上競技場)		
大山町名和総合運動公園 (テニスコート)		
大山町名和総合運動公園 (アスレティック広場)		
大山町名和民芸伝承館		
大山町大山農業者トレーニングセンター		
大山町大山農村運動広場		
大山町大山野球場		

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 2 号

令和 6 年度教育施設等工事計画の策定について

令和 6 年度に実施する 1 件 1 0 0 万円以上の工事計画を策定することについて、承認を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(13) 1 件 1, 000, 000 円以上の工事の計画の策定に関すること。

議案第 3 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 6 年度大山町一般会計補正予算 (第 7 号) 教育委員会所管の予算)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 6 年 11 月 28 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

報告第1号

教育長の臨時代理による事務の承認について (区域外就学について)

学校教育法施行令第9条の規定に基づく区域外就学について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和6年11月28日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 区域外就学の申立て | 3件（詳細別紙） |
| 2. 申立てに対する承諾日 | 別紙(1)の件 令和6年11月8日 |
| | 別紙(2)の件 令和6年11月15日 |
| | 別紙(3)の件 令和6年11月15日 |

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(16) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定、又は変更に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。